



# 法学セミナー 行政法

トピックス	TOP	MPD
S・A	7・8	7・8
論文	2	2

## 立入り

警察官は、前2条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対する危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる（警職法6条1項）。

興行場、旅館、料理屋、駅その他多数の客の来集する場所の管理者又はこれに準ずる者は、その公開時間中において、警察官が犯罪の予防又は人の生命、身体若しくは財産に対する危害予防のため、その場所に立ち入ることを要求した場合においては、正当の理由なくして、これを拒むことができない（警職法6条2項）。

### 危険時の立入り（警職法6条1項）

#### ① 意義

危険時の立入りとは、危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対する危害が切迫した場合に、警察の責務を達成するため、必要な限度で他人の土地・建物等へ強制的に立ち入る職務行為である。

#### ② 要件

##### (1) 前2条に規定する危険な事態

警職法4条（避難等の措置）又は5条（犯罪の予防及び制止）に規定する危険な事態が発生した場合をいう。

4条に規定する危険な事態	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態
5条に規定する危険な事態	犯罪がまさに行われようとするのを認めたとき

##### (2) 人の生命、身体又は財産に対する危害の切迫

危険な事態の発生により、人の生命、身体又は財産に対する危害が切迫している場合をいう。

### 危害の切迫性

- 危害の切迫性の有無は、警察官が直接現認した事項のほか、被害者や目撃者の通報等の情報を資料として合理的に判断する。
- 人の生命、身体又は財産に対する危害が切迫していない「文書偽造」「賭博」等の犯罪が、まさに行われようとしていても、警職法6条1項を根拠として立ち入ることはできない（この場合、警察法2条1項を根拠とする立入りの限度で立ち入ることができると解される）。



#### (3) 目的

① 危害の予防、② 損害の拡大防止、③ 被害者の救助、の3つに限定されている。このうち1つ又は複数の目的を果たす必要がある場合に、警察官の立入りが認められる。

警職法6条1項に基づく立入りの目的	警職法6条1項では許されない立入りの目的
① 危害の予防 ② 損害の拡大防止 ③ 被害者の救助	○ 犯罪捜査 ○ 行政取締り法規の執行等

「犯罪予防」を本来的な目的とした立入りは認められていないけれど、警職法5条（犯罪の予防及び制止）に規定する危険な事態が発生した場合の立入りの機会に、犯罪を行っている者を発見したときは、現行犯逮捕等の犯罪捜査に移行することができるよ。



#### (4) やむを得ないと認めるとき

立入りの目的を果たすため、その場所に立ち入る以外に、現実的で可能な他の適当な手段がない場合をいう。



やむを得ないといえるか否かの判断は、警察官の健全な裁量に委ねられているよ。

#### (3) 立入りのできる場所

法文上「他人の土地、建物又は船車」とされているが、これらは他人の管理する場所を例示したものであって、これらに限定するものではない。他人の管理する水面、列車、航空機等についても立ち入ることができる。



# マンガでTRY 法学論文 刑 法

TOPの論文 5、TOP・MPDの論文 4とリンク！



## 背任罪及び業務上横領罪の適否

甲は、A信用組合において、同組合資金の貸付等の業務に従事する融資課長である。某日、甲は知人乙から「無担保で300万円貸し付けてほしい」と頼まれたが、同組合では、将来貸付金を回収できる見込みがある特別な事情がない限り無担保貸付を原則禁止していた。甲は、乙に貸し付けても確実に回収できる見込みはなかったことから、躊躇したもの、乙から懇願されて断り切れず、自身の裁量で貸し付けることができる限度内の同組合資金300万円を無担保で貸し付ける手続をとり、乙に現金300万円を交付した。



この場合における甲の刑責について述べなさい。



解答・解説は次ページで ➡